

RFS 保安規定変更認可申請書(2022.12.21)に係る コメント管理表

| No. | 対象条文 | コメント内容 | 対応方針 | 備考 |
|-----|-----------------------------------|---|---|---------------------------|
| 1 | 第11条(使用済燃料貯蔵施設の監視を行う者の確保) | 貯蔵規則第33条(使用済燃料貯蔵施設の操作)第2号の「操作に必要な構成人員がそろっているときでなければ操作を行わせないこと」に対応する記述を追加すること。 | 第1項を「貯蔵GMは、使用済燃料貯蔵施設の監視に必要な知識を有すると認められた者を確保し、これらの者から必要な人数をそろえ、 <u>使用済燃料貯蔵施設の監視を行わせる。</u> 」旨に修正する。 | 2023.1.18ヒ 2023.1.30 審 |
| 2 | 第11条(使用済燃料貯蔵施設の監視を行う者の確保) | 「前項の確認」が何を指しているのか不明瞭なので、1項とのつながりも踏まえて明確化すること。 | 第2項を「保全GM又は貯蔵GMは、前項の <u>認定</u> を行う場合は、あらかじめ <u>認定の基準</u> を定める。」旨に修正し、明確化を図る。 | 2023.1.18ヒ |
| 3 | 第12条(使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いを行う者の確保) | 貯蔵規則第33条(使用済燃料貯蔵施設の操作)第2号の「操作に必要な構成人員がそろっているときでなければ操作を行わせないこと」に対応する記述を追加すること。 | 第1項を「保全GM又は貯蔵GMは、使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに必要な知識を有すると認められた者を確保し、 <u>これらの者から必要な人数をそろえ、使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いを行わせる。</u> 」旨に修正する。 | 2023.1.18ヒ 2023.1.30 審 |
| 4 | 第12条(使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いを行う者の確保) | 「前項の確認」が何を指しているのか不明瞭なので、1項とのつながりも踏まえて明確化すること。 | 第2項を「保全GM又は貯蔵GMは、前項の <u>認定</u> を行う場合は、あらかじめ <u>認定の基準</u> を定める。」旨に修正し、明確化を図る。 | 2023.1.18ヒ |
| 5 | 第12条(使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いを行う者の確保) | 貯蔵規則第33条(使用済燃料貯蔵施設の操作)第6号の「操作訓練時の遵守事項」に対応する記述を追加すること。 | 第3項に「 <u>保全GM又は貯蔵GMは、訓練のために金属キャスクの取扱いを行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、金属キャスクの取扱いを行う者の監督の下でこれを守らせる。</u> 」旨を追記する。 | 2023.1.18ヒ 2023.1.30 審 |

| No. | 対象条文 | コメント内容 | 対応方針 | 備考 |
|-----|---|---|--|---------------------------|
| 6 | 第15条(引継) | 引継ぎ事項の具体が判るように修正すること。 | 第1項を「貯蔵GMは、 <u>貯蔵管理日誌を確実に引き渡すとともに、監視の状況を的確に申し送る。</u> 」旨に修正し、明確化を図る。 | 2023.2.22ヒ |
| 7 | 第19条(火山活動のモニタリング等の体制の整備) 添付1 実施基準(6. 火山活動のモニタリング等) | 「火山評価委員会」とあるが、保安規定に明示必要な組織であれば、第5条(組織)にも記載が必要であり、そうでないのであれば、記載を改めること。 | 「火山活動評価委員会」を用いずに「火山専門家」として、下記のように変更する。 第19条 4. 技術GMは、火山活動のモニタリングの結果、観測データに有意な変化があった場合は、 <u>火山専門家を招集する。</u> 5. 土木・建築GMは、 <u>火山専門家の助言を踏まえ、その結果を貯蔵保全部長に報告する。</u> 添付1 6.3 (4) 技術GMは、 <u>火山専門家との連絡調整を行う。</u> | 2023.1.19ヒ 2023.1.30 審 |
| 8 | 第21条(使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ確認)関連 | 再処理施設の保安規定第64条の「使用済燃料を搬入する場合は事前に搬入元から必要な書類等の提供を受け、再処理施設における使用済燃料が別表を満足することを確認する」に相当する記載を追加すること。 | 現第1項を第2項とし、第1項に「 <u>貯蔵GMは、使用済燃料を収納した金属キャスクをセンターへ搬入する場合は、事前に搬入元から必要な書類等の提供を受け、使用済燃料貯蔵施設における使用済燃料の収納条件に満足していることを確認する。</u> 」旨を追加する。 | 2023.1.20ヒ 2023.1.30 審 |
| 9 | 第21条(使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ確認) | 金属キャスクに加えて、貯蔵架台も使用前事業者検査に合格したものであることが判るように修正すること。 | 現第1項を「貯蔵GMは、使用済燃料を収納した金属キャスクを貯蔵区域に貯蔵する場合は、貯蔵する金属キャスクの搬入前に「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「事業所外運搬規則」という。)に適合していることを確認するとともに、 <u>使用済燃料を収納した金属キャスク及び貯蔵架台について、使用前事業者検査に合格したものであることを確認する。</u> 」旨に修正する。 | 2023.2.22ヒ |

| No. | 対象条文 | コメント内容 | 対応方針 | 備考 |
|-----|--------------------------------|---|--|---------------------------|
| 10 | 第21条(使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ確認)関連 | 貯蔵規則第34条4号に規定する事業者内運搬を踏まえて、「金属キャスクの搬入前に搬入予定の金属キャスクが事業所外運搬規則に適合していることを確認する」旨を追記すること。 | 現第1項を「貯蔵GMは、使用済燃料を収納した金属キャスクを貯蔵区域に貯蔵する場合は、 <u>貯蔵する金属キャスクの搬入前に「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「事業所外運搬規則」という。)</u> に適合していることを確認するとともに、使用済燃料を収納した金属キャスク及び貯蔵架台について、使用前事業者検査に合格したものであることを確認する。」旨に修正する。 | 2023.1.18ヒ 2023.1.30 審 |
| 11 | 第22条(使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱い) | 審査基準11号2の「移動の際に講ずべき転倒又は落下の防止措置」に関する内容を追記すること。 | 第1項を「保全GM又は貯蔵GMは、使用済燃料貯蔵施設内において、使用済燃料を収納した金属キャスクを取り扱う場合は、 <u>転倒又は落下の防止を図ることを目的として受入れ区域天井クレーン又は搬送台車により行うこと。</u> 」旨に修正する。 | 2023.1.18ヒ 2023.1.30 審 |
| 12 | 第23条(使用済燃料を収納した金属キャスクの貯蔵) | 貯蔵規則第33条(使用済燃料貯蔵施設の操作)第8号の「貯蔵上の注意事項の掲示」に関する記載を追加すること。 | (4)として下記内容を追記する。 「 <u>使用済燃料貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を提示すること。</u> 」 | 2023.1.18ヒ 2023.1.30 審 |
| 13 | 第24条(使用済燃料を収納した金属キャスクの搬出確認) | 設工認申請時に運用として整理した「搬出に向けた備えとして容器承認が継続されていること」に対応する記述を追加すること。 | 第53条(定期事業者検査の実施)第4項(3)を「検査対象の使用済燃料貯蔵施設が「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目(<u>事業所外運搬規則に定める容器承認書の有効性確認含む。</u>)と、検査項目毎の判定基準を定める。」旨に修正する。 | 2023.1.18ヒ |

| No. | 対象条文 | コメント内容 | 対応方針 | 備考 |
|-----|-----------------------------|---|---|---------------------------|
| 14 | 第24条(使用済燃料を収納した金属キャスクの搬出確認) | 事業許可には「外運搬規則に適合する措置を金属キャスクに施すこと。また、搬出時に必要な記録とともに契約先に引き渡すこと。」が記載されており、事業許可との関連付けが判るような記載にすること。 | 第1項を「 <u>貯蔵GMは、金属キャスクを事業所の外に搬出する場合には、使用済燃料集合体を別の容器に詰め替えることなく、事業所外運搬に係る法令に適合するための措置を金属キャスクに施し、搬出のために必要な記録とともに、使用済燃料貯蔵施設において契約先に引き渡す。</u> 」旨に修正する。 | 2023.1.20ヒ 2023.1.30 審 |
| 15 | 第28条(外部電源喪失時の対応) | 給電及び代替計測により外部電源喪失時にも監視機能を維持する趣旨で、記載を修正すること。 | 「 <u>外部電源喪失時に無停電電源装置等からの給電により、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能の監視が継続していることを確認すること、また、当該監視機能が喪失した場合には、代替計測設備により必要な監視を行う</u> 」旨に修正する。 | 2023.1.18ヒ 2023.1.30 審 |
| 16 | 第65条(緊急作業従事者の線量管理等) | 1項(1)について、日々の線量管理で線量評価を実施することが判るように、修正すること。 | 第1項(1)を2つの文章に分け、 「 <u>(1) 緊急作業従事者の緊急作業に従事する期間中の実効線量及び等価線量が法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。</u> <u>(2) 緊急作業従事者の緊急作業に従事する期間中の実効線量及び等価線量が法令に定める線量限度を超えないように表65に定める項目及び頻度に基づき評価する。</u> 」旨に修正する。 | 2023.2.22ヒ |